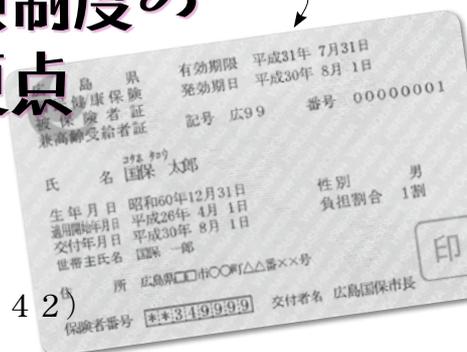


国民健康保険制度の見直しと変更点



問い合わせ先
健康医療課医療保険係
(市役所内・☎43-7142)

国民健康保険制度の見直し
市町で運営していた国民健康保険は、「年齢構成が高く、医療費が高額」「所得水準が低く保険料(税)の負担が重い」「財政基盤が弱く、制度運営が困難な市町もある」という構造的な課題があったことから、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、4月から広島県と市町で共同運営することになりました。

見直しによる3つの主な変更点

平成30年度から、広島県も国民健康保険の保険者となります。保険証の発行や保険料(税)の賦課・徴収などは、引き続き府中市が行います。

主な変更点

- ① 保険証に「広島県」と記載されます。
- ② 70歳以上の人に交付されている高齢受給者証が、保険証と一体化され1枚にまとまります。
- ③ 8月1日が保険証の更新日となります。
- ④ 70歳以上の人へ
今まで保険証と一緒にお持ちいただいていた高齢受給者証は保険証と一体化となります。7月31日で廃止となります。負担割合(1割・2割・3割)は保険証に記載されるので病院へ受診される際は、保険証の提示をお願いします。

保険証の色も毎年変わります

保険証の色が平成30年度以降に、紫↓水色↓オレンジの順で変わります。平成30年8月1日に交付する保険証は、紫です。また、今まで簡易書留で送付していましたが、8月更新分から直接受け取りが不要な普通郵便で送付します。

認定証は毎年更新です！忘れずに申請しましょう

限度額適用認定証と標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までです。認定証は自動更新されませんが8月以降も必要な人は更新の手続きをしてください。ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯の人には交付できません。

70歳以上の高額療養費の上限が細分化されます

8月から次の表のように高額療養費の上限額が変更になります。所得に応じた負担にご協力ください。

平成30年8月診療分からの高額療養費の上限

適用区分	外來+入院 (世帯ごと)	
	外來	外來+入院 (世帯ごと)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% ※多数回140,100円。
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% ※多数回93,000円。
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% ※多数回44,400円。
一般	18,000円※年間上限144,000円。	57,600円※多数回44,400円。
非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円
非課税世帯Ⅰ		15,000円

※過去12か月以内に(外來+入院)が3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が変わります。また、県内で引っ越しした場合、引っ越し前と同じ世帯であると認められると通算される場合があります。

国民健康保険制度の見直しによる効果

都道府県での保険料(税)負担の公平な支え合い

新しい財政運営の仕組みにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定するとともに、都道府県が市町村ごとの標準保険料率を提示することにより市町村間で比較できるようになります。

サービスの拡充と保険者機能の強化

市町村は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるためのさまざまな働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取組を進めます。